

制度内容が変更(1・2)になりました!

とちぎの木材を使用し家を建築する建築主の方に、県が補助します ～平成28年度とちぎ材の家づくり支援事業(第一期)～



1 補助金の対象

県内における、補助要件を満たす木造住宅の建築

2 補助金交付の申請者

注文住宅の建築主

3 補助金額

補助金額は、その住宅の使用木材(裏面参照)における県産出材の使用量により9段階に分けられます。 →右図

※御注意ください。

補助金の交付の決定後、県産出材使用量が減り、該当区分を下回る場合、減額となります。

なお、事業実績において、県産出材使用量が増え、該当区分を上回る場合でも、交付決定額の増額は行いません。

変更点1

補助金額区分が
変更になりました

県産出材使用量m ³	補助金額
50m ³ 以上	60万円
45m ³ 以上50m ³ 未満	55万円
40m ³ 以上45m ³ 未満	50万円
35m ³ 以上40m ³ 未満	45万円
30m ³ 以上35m ³ 未満	40万円
25m ³ 以上30m ³ 未満	35万円
20m ³ 以上25m ³ 未満	30万円
15m ³ 以上20m ³ 未満	25万円
10m ³ 以上15m ³ 未満	21万円

(例)標準的な40坪の木造住宅で、使用木材の約7割(約23m³)に県産出材を使用した場合、30万円の補助金額となります。

4 補助要件

	要件	補助対象とならない場合(例示)
住宅の要件	1 申請者が生活の本拠として速やかに居住するものであること。	・別荘などのセカンドハウス ・建築主が居住しない場合(貸家など)
	2 ①木造住宅であって、原則として軸組工法であること。 ②一戸建の専用住宅であること。	・事務所等併用住宅 ・長屋建・共同住宅 など
	3 棟別の新築	・既存住宅の増築(「離れ」を含む。)
	4 延べ面積75m ² 以上(車庫部分を除く。)	・ガレージ部分の面積を除くと75m ² 未満となる場合
	5 ①使用木材(構造材、下地材、造作材)に合法木材を使用すること。 ②使用木材の55%以上(材積)に県産出材を使用すること。 ③構造材の60%以上(材積)に県産出材を使用すること。(→裏面参照)	・合法木材・県産出材を証明できない納材業者から納材を受ける場合など
	6 平成29年3月までに事業完了(造作材の施工完了)し、実績報告をH29.3.10(金)までに提出できること。	
施工者の要件	7 県内に本店(本社)を有する建設業許可業者(建築一式)が施工すること。※建設業法上認められる場合を含む	・県内に本店がない場合 ・建設業許可を受けていない業者が施工する場合 (建設業法上認められる場合を除く)
他の補助金との重複	8 使用する県産出材が、他の国又は県の補助金の対象と重複していないこと。	・市町の木造住宅建設補助を受ける場合など
県税の納税	9 申請者が県税を滞納していないこと。	

変更点2

使用木材の県産出材使用率の要件が55%に変更になりました

5 対象戸数及び募集期間

※補助対象は、H28.4.1からH28.6.30までに土台着手するものとなります。

第一期募集 125戸程度(先着順:予定戸数に達した場合、募集を締め切ります)

募集期間 平成28年4月15日(金)から 6月15日(水)

[受付時間:上記期間の平日8時30分~17時]

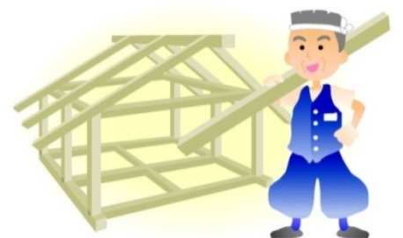
6 申請書の提出先

栃木県木材業協同組合連合会

〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1

☎028-652-3687

※申請書類は、直接持参か、郵送してください。



木材に関する留意事項

- ◆使用木材とは … 建築する住宅に使用する全ての木材(構造材、下地材、造作材) 縁側やウッドデッキは対象となるが、外構やテーブルなどの非固定式のもの対象外
- ◆構造材とは … 土台、大引、梁・桁・胴差、通柱・管柱、束、棟木・母屋、垂木、根太、筋交(違)、間柱
- ◆合法木材とは … 違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明された木材
- ◆県産出材とは … 県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明されたもの

補助金交付の申請から補助金を受け取るまでの流れ

: 申請者の手続き : 県等の手続き

申請者(建築主の方は、
工事請負契約締結・建築確認後、
**土台着手の15日前までに、
補助金交付申請書を**
栃木県木材業協同組合連合会(以下「木協連」)
に**提出**してください。

平成28年4月1日から6月30日
までに土台着手するものが対象です。
申請日の特例があります。詳しくは
県ホームページをご覧ください、
栃木県林業振興課にお問い合わせください。

■申請書類

- ・補助金交付申請書
- ・木拾い表(計画)※住宅に使用する全ての木材
- ・案内図、配置図、各階平面図:A3版に縮小コピー
(建築確認申請に提出したもの)
- ・建築確認済証の写し
- ・建築確認申請書の控えの写し(第一面~第五面)
- ・工事請負契約書の写し
- ・施工者の建設業許可通知書の写し
- ・県税事務所の全税目の納税証明書
- ・市町の個人住民税の納税証明書
- ・債権者登録申出書

県木協連が確認、栃木県(林業振興課)が審査し、
申請者あて**交付決定通知書**を郵送します。

交付決定後、土台着手が可能となります。

上棟後、すみやかに上棟報告書を県木協連に**提出**してください。

県木協連が**現地確認**に
伺います。

※検査の立会い等、御協力を御願います。

**事業が完了(造作材の施工完了)後、
すみやかに実績報告書を**
県木協連に**提出**してください。
提出期限:平成29年3月10日(金)

■実績報告書類

- ・実績報告書
- ・木拾い表(実績)
- ・県産出材証明書、合法木材証明書の写し
- ・写真(全景及び下地材や造作材を施工した主な場所)

※事業実績の変更による増額は行いません。

県木協連が確認、栃木県(林業振興課)が検査し、**検査結果の通知**を申請者あて郵送します。

検査結果の通知に同封した**補助金概算払請求書**を**提出**してください。

補助金を申請者の口座に振り込みます!

詳しくは下記あて
お問い合わせください。

問合せ先

栃木県 環境森林部 林業振興課 木材利用推進班 TEL028-623-3277 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>